

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

專決第3号

專決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和 8 年 8 月 3 日 専決

龜山市長 櫻井 義之

序用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

令和 8 年 4 月 2 日午後 4 時 1 0 分頃、亀山市布気町地内において、相手方施設の駐車場に庁用車両を進入させたところ、当該施設のフェンスに接触させ、これを損傷させた。

2 相手方住所及び氏名

3 損害賠償の額

8 5 , 8 0 0 円